

当事業所では医療 DX（デジタルトランスフォーメーション）推進の体制として、居宅同意取得型のオンライン資格認証システム（利用者の自宅で訪問看護サービスを提供する際に、マイナンバーカードを利用してオンラインで保険資格を確認する仕組み）により取得した診療情報等を活用し、質の高い医療を提供できるよう、取組みを推進している事業所です。

訪問看護医療情報連携加算について

令和 8 年度診療報酬改定において新設された「訪問看護医療情報連携加算 1,000 円／月」を算定するための施設基準を満たし、地方厚生局長等へ届け出を行っています。

加算の概要

当ステーションの看護師等が、ICT（情報通信技術）を活用して多職種と連携しながら診療情報等を取得・活用し、計画的な訪問看護の管理を行った場合に、月 1 回に限り算定できる加算です。

連携体制

以下の関係機関・職種と ICT を用いた情報連携体制を平時より構築しています。

- 医療機関の医師・歯科医師
- 薬剤師
- 管理栄養士
- ケアマネジャー
- 相談支援専門員
- 介護サービス事業所 など

これらの関係職種が電子情報処理組織等を通じて記録した利用者の診療情報を、当ステーションにおいて常時確認できる体制を整えています。

情報の管理・活用

取得した診療情報は、訪問看護計画の立案・変更、急変時の対応方針、人生の最終段階における医療・ケア方針の共有などに活用し、質の高い訪問看護の提供に努めます。また、看護師等が訪問看護を実施した際の情報についても、ICT を通じて適宜関係職種へ共有します。

ICT（情報通信技術）としてメディカルケアステーション（MCS）、ワイズマン MeLL+を活用しています。